

青農基発第194号
令和4年12月1日

会 員 各 位

青森市東大野二丁目1番地15

青森県農業信用基金協会

会長理事 成田勝治



臨時総会開催について（通知）

下記により臨時総会を開催しますのでご通知申し上げます。

なお、今般の臨時総会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止等を踏まえ、原則として書面議決にて執り行いますので、事情ご賢察のうえ予めご了承願います。

記

1. 開催日時等

- (1) 日 時 令和4年12月15日（木） 10時00分
- (2) 場 所 青森市東大野二丁目1番地15 青森県農協会館7階 中会議室
- (3) 議 案 別添のとおり

2. 議決権の行使等

- (1) 同封の書面議決書に記入・押印（法人・団体等の場合は職印）のうえ、令和4年12月14日（水）午後5時（当協会の業務終了時刻）までに当協会へ到着するようご提出願います。
- (2) 書面議決書の作成は、同封した記入例のほか、次の点にご注意ください。
 - ① ご記入はボールペン又はインクをご使用願います。
 - ② 個人会員の場合、商号等は使用せず（スタンプの押印を含む）、必ず会員個人名を記入願います。
 - ③ 訂正した部分には訂正印を押印願います。
 - ④ 議決権数は、1会員につき1個と出資1口（1万円）につき1個の合計です。

なお、出資金は既に当協会へ払い込みいただいた金額ですので、お手元の出資証券をご確認願います。

3. その他

(1) 当協会の定款により、次の事項に変更があった場合には届出願います。

① 氏名若しくは名称又は住所若しくは事務所の位置

② 地方公共団体以外の法人にあっては、定款又は代表者等の住所若しくは氏名

(2) ホームページ (<http://www.afa-aomori.jp/>) にも本開催通知を掲載しています。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

〒030-0847 青森市東大野二丁目1番地15

青森県農業信用基金協会 総務課

TEL 017-762-2751 FAX 017-729-8835

青森県農業信用基金協会
臨時総会議案

議案第1号 業務方法書の一部変更について
別紙のとおり承認願いたい。

附帯決議 業務方法書の一部変更認可申請の際、行政庁から字句の修正などの指示があったときは、その修正を理事会に一任願いたい。

別 紙

青森県農業信用基金協会業務方法書一部変更理由書

当協会の業務方法書については、全国農業信用基金協会協議会が制定している業務方法書例に則し定めているところであるが、今般、同業務方法書例が以下のとおり変更されたことに伴い、当協会の業務方法書を変更するものである。

[変更内容]

農業信用基金協会が融資機関へ農業経営改善促進資金に係る資金を供給する場合の利率について、日本銀行が週次で公表していた金利を引用していたところ、当該金利の公表が月次に見直されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

青森県農業信用基金協会業務方法書の一部を次の新旧対照表のとおり変更する。

新 旧 対 照 表

(下線部分が変更部分)

変 更 後 (案)	現 行
<p>第1条～第24条の2 (略)</p> <p>(供給の条件)</p> <p>第24条の3 この協会が、融資機関へ農業経営改善促進資金に係る資金を供給する場合の条件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 利 率 <u>農業経営改善促進資金融通事業実施要綱第6の2の(2)の②の(イ)に規定する預託利率</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>第25条～第29条 (略)</p>	<p>第1条～第24条の2 (略)</p> <p>(供給の条件)</p> <p>第24条の3 この協会が、融資機関へ農業経営改善促進資金に係る資金を供給する場合の条件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 利 率 <u>年1% ただし、資金供給予定日の14日前の日の属する週に日本銀行が作成した「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」(当該週に作成されない場合には資金供給予定日の21日前の日に属する週に作成されたもの)における「預入金額が3百万円以上1千万円未満の定期預金の預入期間別平均年利率」に掲げる預入期間が1年の利率が1%未満の場合は、当該利率</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>第25条～第29条 (略)</p>

附 則

この業務方法書の変更は、主務大臣の認可のあった日(令和 年 月 日)から施行する。